

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間： 令和 4年 4月 1日 ~ 令和 9年 3月 31日

2. 当社の課題

課題1： 男女の比率4：6であり、女性の管理的立場も6割超であるが、職員が高齢化しているので、若い世代も働きやすい環境に整えたい。

課題2： 職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度が十分ではない。
男性の育児休業取得は0%である。

3. 目標

- ・ 育児休業制度制度の利用実績を（対象となる方）女性全て。
実績がない男性をまず1人以上とする。

4. 取組内容と実施時期

取組1： 男性の育児休業や看護休暇取得等の両立支援制度利用を推進する取組を行う

- 令和 4年 4月～育児・介護・看護休業規程の見直し。及び職員に対し、制度の周知。
- 令和 5年 4月～対象の職員個別に具体的に制度の説明を実施
- 令和 5年 4月～一人でも多くの男性に育児休業制度を利用してもらう